

【知的財産権部からのお知らせ】

1. 2011 年度第 4 回中国日本商会 IPG 会合/JETRO 知財セミナー開催のご案内

中国日本商会 IPG では、2011 年度第 4 回中国日本商会 IPG 会合/JETRO 知財セミナーを以下のとおり開催いたします。

第 1 部は中国 IPG 会員(北京、上海、広東 IPG の総称)のみが参加し、中国日本商会 IPG (北京 IPG) 運営に関わる連絡や中国日本商会 IPG 各 WG 活動の情報共有を図ります。第 2 部は中国 IPG 会員に限らず皆様にご参加いただき、知財に関わるセミナーを開催します。今回の知財セミナーのテーマは、商標法改正についてです。2011 年 9 月 2 日付けで国务院法制弁公室から意見募集が案内された「中国商標法」(意見募集稿)について、中国社会科学院知識産権中心の李明徳博士より全体の内容に係る解説を行っていただき、さらに中国日本商会 IPG として注目が高い項目について専門家としてのご見解をいただきます。

参加を希望される方は、弊所ウェブサイトをご参照のうえ、11 月 18 日(金)までにお申し込みください。皆様のご参加をお待ちしております。

日時：2011 年 11 月 22 日(火)

13：30-14：30 中国日本商会 IPG 全体会合 [会員限定] 中国 IPG 会員のみ参加可

15：00-17：00 JETRO 知財セミナー [公開]

受付：中国 IPG 会員の方 13：00 から

中国 IPG 会員以外の方 14：30 から

場所：長富宮飯店 1 階 芙蓉の間

北京市建国門外大街 26 号 Tel：010-6512-5555

主催：日本貿易振興機構、中国日本商会 IPG

内容：

第 1 部 中国日本商会 IPG (北京 IPG) 全体会合

- ・ 幹事会・戦略委員会活動紹介
- ・ IPG 各 WG・中国人実務者研修会活動紹介 等

第 2 部 JETRO 知財セミナー

- ・ 「中国商標法(意見募集稿)に関する解説」

中国社会科学院知識産権中心 主任 李明徳 博士

定員：80 名

参加費：無料

詳細は弊所ウェブサイトをご参照ください。

<http://www.jetro-pkip.org/>

2. 知財関連無料法律相談のご案内

中国ビジネスを展開する上で大きな障害となっているニセモノや特許権侵害問題、ノウハウ等の流出から現地での R&D 活動・技術ライセンス問題など、知的財産権問題を中心とした法律問題について日本語でご相談に応じます。

実施：ご相談に応じ、調整致します。（原則毎月 2 回、第 2・第 4 水曜日、14:00~17:00 の時間内にて原則 1 時間程度、先着順。）

場所：天達律師事務所内会議室

北京市朝陽区東三環北路 8 号 亮馬橋大厦写字楼 2 座 19 階

担当：天達律師事務所 張青華 弁護士

費用：無料

守秘義務：ご相談いただいた内容については、一切外部公表致しません。

相談をご希望の方は、必要事項を以下申込先まで E-Mail にてお申し込みください。

<必要事項>

- ・相談希望日時
- ・相談内容（可能な範囲で詳細にご記入ください）
- ・相談者（企業名、氏名）
- ・相談者連絡先（電話、FAX、E-Mail）

<申込先>

JETRO 北京事務所知的財産権部

E-Mail : [post@jetro-pkip.org](mailto:post@jetro-pkip.org)

=====

【最新ニュース・クリッピング】

○法律・法規等

1. 南京市「知的財産権促進・保護条例」、来月より施行（南京日報 2011 年 10 月 14 日）
2. 専利表示の表記に関する規則、意見募集中（新華網 2011 年 10 月 21 日）
3. 浙江省義烏市、展示会の知的財産権保護弁法を改正（浙中新報 2011 年 10 月 20 日）

○中央政府の動き

1. 公安部、「亮劍」行動の通報電話を公表、通報者に報奨金も（中国新聞網 2011 年 10 月 9 日）
2. 科学技術部長、イノベーション体制の不備を指摘（京華時報 2011 年 10 月 8 日）
3. 国の知的財産権事業発展に関する「十二五」計画が発布（国家知識産権網 2011 年 10 月 17 日）
4. 温家宝総理「知的財産権の保護をさらに重視」、広州交易会で演説（国家知識産権網 2011 年 10 月 14 日）
5. 中央政府 10 機関、新興産業の国際進出支援を決定（国家知識産権網 2011 年 10 月 21 日）
6. 中日特許庁長官会合、PPH の試行に合意（国家知識産権網 2011 年 10 月 18 日）

○地方政府の動き

1. 北京市、知的財産権産業の発展に力を入れる（新華網 2011年10月8日）
2. 中関村の知的財産権産業、付加価値が2600億元超（知的財産権報 2011年10月16日）
3. 義烏市初の知的財産権出資企業、出資比率70%（浙商網 2011年10月21日）
4. 華北地方で「文化協力」強化の戦略的協定を締結（新華社 2011年10月19日）

○司法関連の動き

1. 中国作家権利保護連盟：APP Storeを著作権侵害で提訴（Sohu 2011年10月4日）
2. 国内IT機器大手の愛国者、特許権侵害訴訟で東芝に勝訴（京華時報 2011年10月11日）

○統計関連

1. 2010年研究開発投資は2割増、対GDP比は1.76%（財新網 2011年10月8日）
2. 中国の宇宙ステーション実験機「天宮1号」、特許出願20件以上（新華網 2011年9月30日）
3. 重慶市、上半期に専利出願が50%増（中国知的財産権司法保護網 2011年10月14日）
4. 税関総署、税関摘発の権利侵害事件は年平均30%増（国家知識産権網 2011年10月13日）
5. 昨年の電子商取引増加率はGDP伸び率の5倍、4兆5千億元に（中国広播網 2011年10月18日）

○その他知財関連

1. PCT最小限資料に中国特許文献を追加、来年7月1日より（国家知識産権網 2011年10月8日）
2. 「アジアトップブランド500」、トップはHSBC、ソニーは2位（深セン特区報 2011年9月29日）
3. 第110回広交会、知的財産権侵害企業への処罰強化（国家知識産権網 2011年10月15日）
4. トヨタ、中国江蘇省に研究開発センター設置（新華網 2010年10月22日）

=====

●ニュース本文

○中央政府の動き

★★★3. 国の知的財産権事業発展に関する「十二五」計画が発表★★★

国民経済発展の第十二期五ヵ年計画（十二五計画、2011年～2015年）期間中における知的財産権事業の発展を指導し、知的財産権戦略と関連政策の実施を促進するために、国家知識産権局、国家発展・改革委員会、科学技術部、工業・情報化部、農業部、商務部、国家工商行政管理総局、国家質量監督検験検疫総局、国家版權局、国家林業局がこのほど、「国家知的財産権事業発展の十二五計画」を共同作成し、発表した。

この「計画」には今後5年間の知的財産権活動の全体目標と重点任務が明記されている。全体目標は2015年までに▽知的財産権をめぐる制度、文化環境の顕著な改善、▽知的財

産権の創造・運用レベルの大幅な向上、▽知的財産権サービス能力の明らかな向上、▽知的財産権人材の安定的増加を実現することで、重点任務としては▽知的財産権法律制度の整備▽知的財産権政策体制の整備▽知的財産権保護管理体制の強化▽知的財産権創造・運用の促進▽知的財産権サービス業の革新・発展▽国際交流・協力の強化・発展▽知的財産権文化の育成——の7つが挙げられている。

「計画」の実施徹底を促進し、任務の達成を確保するために、国家知識産権局など国の関連当局では実務上の関連施策の作成を進めているところだという。また、国家知識産権局は専利事業発展戦略の実施を推し進めるための「専利活動『十二五』計画」も同時に発表した。（国家知識産権網 2011年10月17日）

#### ★★★4. 温家宝総理「知的財産権の保護をさらに重視」、広州交易会で演説★★★

10月14日に広州市で開かれた第110回中国輸出入商品交易会（広交会）の開幕式に出席した国务院の温家宝総理が演説の中で、中国は知的財産権の保護をさらに重視し、引き続き国内外の各市場参加者に開放的な法制環境、政策環境、市場環境を作り出す考えだと強調した。

温総理は、今後五年間の中国の輸入総額が8兆米ドルを超える見込みで各国により多くのビジネスチャンスをもたらすだろうとし、金融と経済分野の国際協力の強化により貿易の不均衡を解消していきたいとの考えを示した上、中国の市場経済地位の承認と中国に対するハイテク技術輸出の制限緩和を呼びかけた。

温総理はまた、中国は今まで通り各国投資家の中国起業を歓迎し、先進技術や人材、知的資源の導入をさらに重視し、知的財産権の保護をさらに重視し、開放的な法制環境、政策環境、市場環境を作り出して、世界貿易機関のルールに合致する法律、政策を整備していきたいと表明した。（国家知識産権網 2011年10月14日）

#### ★★★5. 中央政府10機関、新興産業の国際進出支援を決定★★★

国家知識産権局を含めた国务院の10機関（商務部、発展・改革委員会、科学技術部、財政部、環境保護部、税関総署、税務総局、質検総局、国家知識産権局）がこのほど共同発布した「戦略的新興産業の国際化発展を促進するための指導意見」で、知的財産権とブランドを有し、市場の先行きが明るい戦略的新興産業の国際進出を積極的に支援し、関連貿易の快速な成長を促進する方針が提出された。

同「意見」では今後5年間の活動目標と国際化を進める重点産業分野などが明記されている。知的財産権分野について▽知的財産権の創造・運用・保護・管理を促進する▽企業による国外での特許、商標出願をサポートする▽技術成果と特許など無形資産の評価事業を強化する▽技術のイノベーションと譲渡の健全な発展を促進する▽国際貿易分野における知的財産権関連法律の整備を進める▽知的財産権をめぐる紛争を適切に処理する▽知的財産権侵害行為への摘発を強化する▽知的財産権の濫用を防止する——などが取り込まれている。（国家知識産権網 2011年10月21日）

#### ★★★6. 中日特許庁長官会合、PPHの試行に合意★★★

中国国家知識産権局（SIPO）と日本特許庁（JPO）の第18回長官会合が10月18日、北京で開催された。双方は「特許審査協力の意向に関する共同声明」を発表し、両国間の特許審査ハイウェイ（Patent Prosecution Highway 略称 PPH）の試行を本年11月1日から開始することに合意した。

SIPOの田力普局長とJPOの岩井良行長官は席上、今年の協力状況を振り返ったうえ、

特許権審査の実務、自動化、人材の養成、法律制度の比較研究などを含む今後の協力体制について意見交換した。

会議後、双方は「特許審査協力の意向に関する中華人民共和国国家知識産権局と日本国特許庁の共同声明」を公表し、来月1日よりPPHの試行を開始することに合意した。重複した審査手続きの簡易化、特許権取得の早期化と双方の負担軽減の実現につながる事が期待されている。(国家知識産権網 2011年10月18日)

#### ○統計関連

##### ★★★4. 税関総署、税関摘発の権利侵害事件は年平均30%増★★★

国務院新聞弁公室が10月13日に税関の監督管理・サービス業務の改善と対外貿易の成長状況について行った記者会見の席上で、税関総署の魯培軍副署長が、税関で摘発された権利侵害事件は年平均で30%増加していることを明らかにした。

国の出入国管理機関として中国税関は1994年から税関の知的財産権保護活動を始めた。毎年摘発された権利侵害事件は30%程度で増えているという。魯副署長によると、1995年から2010年までに各税関で摘発された権利侵害貨物は総計で24億人民元に達した。税関総署では権利侵害貨物の輸出入状況を踏まえて、関連国家と地域との協力強化を進めてきた。現在は米国、ロシア、EU、日本などの国と知的財産権分野のエンフォースメントをめぐる協力覚書を締結している。(国家知識産権網 2011年10月13日)

#### ○その他知財関連

##### ★★★1. PCT 最小限資料に中国特許文献を追加、来年7月1日より★★★

スイスのジュネーブでこのほど開かれた世界知的所有権機関(WIPO)のPCT連盟大会で、国際調査機関(I SA)が国際調査報告書(I SR)を作成する際に先行技術調査をする最小限の文献範囲であるPCT 最小限資料に中国の特許文献を追加する特許協力条約改正案が全員一致で採択され、2012年7月1日より発効することとなった。

中国の特許出願は近年急成長が続いており、中国の保有する特許文献も大幅に増加した。今年8月末現在の特許、実用新案、意匠の三種類権利の文献は合わせて665万件に達し、毎年新規増加した文献は10数万件だった。

経済の発展と技術力、イノベーション力の向上に伴い、中国特許文献の世界における影響力も日増しに高まっている。PCT 最小限資料に中国の特許文献が追加されたことは中国の特許文献事業が新しい段階に入ったことを示し、各国の審査官が検索できる先行技術文献がより完備になり、PCT 検索の効率と質が向上することが期待される。(国家知識産権網 2011年10月8日)

##### ★★★3. 第110回広交会、知的財産権侵害企業への処罰強化★★★

10月15日に開幕する第110回中国輸出入商品交易会(略称:広交会)は知的財産権の保護を引き続き強化し、知的財産権侵害企業への処罰規定をいっそう明確化することになっている。14日に行われた広交会の開幕式でわかった。

広交会の報道官を務める中国対外貿易センターの劉建軍副主任によると、展示品の品質と貿易をめぐる紛争が増えている中で、今回の広交会では「貿易紛争の防止と解決弁法」、「輸出展展示品の品質及び貿易紛争の苦情通報・監視管理弁法」の2つの規定が施行されることとなった。処理のフローと処罰措置の明確化により関連事件を全方位的に監視、管理する狙いだ。また、質量監督局からの専門家を招聘して製品の品質・安全性に関する苦情の処理を行う可能性についても現在検討中だという。

知的財産権保護の強化に関しては、今回の広交会は商務部の対外貿易司、条法司、各交易団の代表、招聘専門家と協力して、苦情通報の処理手続きの規範化を進めて、権利侵害企業の展示ブースを減らす規定をさらに明確化する方針だ。

第110回広交会は会場面積が116万平方メートルで、5万8600の展示ブースが設置され、10月15日から19日、23日から27日、31日から11月4日の3期に分けて行われる。  
(国家知識産権網 2011年10月15日)

=====  
中国の知財関連情報全般、関係法規、本メールマガジンのバックナンバー等をご覧になりたい方は、ホームページにアクセスして下さい。

<http://www.jetro-pkip.org/>

本メールマガジンに対するご意見・ご質問・ご感想等がございましたら下記までご連絡下さい。

JETRO 北京事務所知的財産権部

北京市建国門外大街甲26号長富宮弁公樓7003 郵編100022

TEL : +86-10-6528-2781, FAX : +86-10-6528-2782

E-mail : [post@jetro-pkip.org](mailto:post@jetro-pkip.org)

発行人 : JETRO 北京事務所知的財産権部 部長 谷山 稔男

=====  
※国家知識産権網に掲載された記事を翻訳し本メールマガジンで送信することに関して、著作権者である国家知識産権局(SIPO)より許諾を得ております。

※本メールマガジンの新規配信・アドレス変更・停止につきましては、お手数ですが以下にアクセスして、ご自身でご登録頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

新規配信 <https://www.jetro.go.jp/mreg/subscribe?id=3590>

変更・停止 <http://www5.jetro.go.jp/mreg/menu>

=====  
Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved